

第 22 回障がい者制度改革推進会議 意見提出書式

障害者基本法（総則）について

全日本ろうあ連盟

○第 21 回推進会議（10 月 12 日）にて発言された御意見

項目（1. 目的）

結論：「権利を確保する」という表現は馴染まないので、「権利を保障する」という表現に修正したほうがよいと思う。

理由：「権利を確保する」という表現は、障害者権利条約にいくつか表記されているが、主語が締約国となっているので、締約国が「権利を確保する」ことは締約国の義務と解するのが自然である。障害者基本法の改正案では「法律が」という書き出しから始まっているので、確保するという表現よりは保障するという表現が適切ではないかと思う。

なお、電子政府の「法令データ提供システム」での検索によると、「権利の保障」あるいは「権利を保障する」という表記はないものの、「保障される権利」では、「犯罪被害者等基本法」および「障害者基本法」が検出された。障害者基本法でも「保障される権利」と表記しているので、「権利を保障する」という表現が適切であると考ええる。ちなみに「権利が確保される」あるいは「権利を確保する」という表記は今のところ検出されていない。「確保」という用語は、安全を確保するとか財源や予算を確保するという表記のほうが一般的ではないかと思う。

項目（全体）

結論：条文イメージ素案の中には「～的」という表現が多用されているが、その解釈は新たな議論を招くので、できるだけ使用しないほうが良いと思う。

理由：

項目（3. 基本的理念 - (3)）

結論：障害者権利条約で「言語」の定義と「コミュニケーション」の定義が独立した条文として存する。「言語」と「コミュニケーション」とはその特徴、機能が根源から異なるので、障害者基本法でも「言語」と「コミュニケーション」とは分けて独立した条文とすることが望ましいと考える。

理由：欧州や米州では「公用語」あるいは「言語」はなじみのある言葉として

定着しているが、日本人にはほとんど馴染みがない。学校教育の場で日本語は国語として、日本は単一民族国家として教えられていたために多くの日本人には馴染みがなく言語感覚が薄いのである。欧米諸国は多民族国家なので国内に多くの民族語があり公用語（言語）政策がその国の重要な施策となっている。そういう背景もあって手話を公用語の一つとして法制度を整備している国は多い。国連・障害者権利条約の立役者であるドン・マッケイ元議長は、自身の出身国であるニュージーランドの障害者制度の特徴を「手話言語法(2006年制定)」であると明言したように、その国の障害者制度を語るうえで障害者差別禁止法と同じように手話言語法の制定を大きな特徴としてあげることができる。日本ではろう学校が口の形を読み取る「口話法」を採用し「手話」を排除したために、「手話」は「手真似（てまね）」と呼ばれ蔑まれていた時代が長く続いた。手話を言語として認知し国語（日本語）と同じように法制度（公用語政策）を整備することが必要である。以上の主旨により、障害者基本法では独立した条文として扱われることが望ましい。

コミュニケーションについて、障害者権利条約での政府仮訳では「意思疎通」と訳されているが、日本では意思の伝達という狭い意味に解釈される傾向が強い。本来のコミュニケーションは、意思の伝え合い、双方向性という性格をもつものであり、この特徴を理解しないと、手話通訳はろう者を支援するためだけに必要なのではなく、ろう者とコミュニケーション（会話）をする相手も必要なのだという意識を持つことが難しい。欧米ではそのコミュニケーションの特徴をよく理解しているので、裁判所、病院、学校など公的機関にて手話通訳を配置することが当然のこととして整備されている。

また、耳が聞こえにくい人のコミュニケーションの手段は、その聞こえの度合い、聞こえにくくなった時期によって様々であること、目が見えにくい人も同様に、見えなくなった時期、見え方の度合いによって点字を必要とするのか、拡大文字を必要とするのか、拡大機器を必要とするのか様々であること、盲ろう者に至っては、盲ろう者一人ひとりによってコミュニケーション手段のニーズが異なることを理解している人は少ない。

このように、多様な言語、多様なコミュニケーションがあり、それを必要とする人がいることを理解することは、権利として保障し、法制度として整備し、義務として必要な施策を講じることを進めることが重要である。よって障害者基本法において、「コミュニケーション」は「言語」と切り離して独立した条文にすることが望ましいと考える。

項目（ 3. 基本的理念 - (3) ）

結論：「コミュニケーション（意思疎通）」は双方向の性格をもつ。手話通訳を必要とするのは聞こえない人だけではない、手話を解しない人も必要とするの

で、聞こえない人のみに「可能な限り容易にそれを使用することができるよう配慮する」という表現は馴染まない。なおコミュニケーションの保障は努力義務ではなく、他の基本理念の条文と同じように「権利を有するものとする」とすべきである。

理由

○新たな御意見

項目（ ）

結論

理由